

特定非営利活動法人 子育てネットワークゆめ 定款

第1章 総 則

【名 称】

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子育てネットワークゆめという。

【事務所】

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市内に置く。

第2章 目的及び事業

【目的】

第3条 この法人は、地域の子育てに関心ある個人や団体と連携し、親と子の健やかな生活のため地域ぐるみの子育ての支援を図る活動を行うことにより、地域の子どもが健全に育つ生活環境やまちづくり、子どもの権利擁護の推進に寄与することを目的とする。

【特定非営利活動の種類】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

【事業】

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利事業に係る活動
 - ①親と子の常設居場所の運営事業
 - ②子育てに関する相談事業
 - ③子育てに関する啓発・人材育成事業
 - ④子育て情報の収集と発信
 - ⑤子ども達の遊び場の提供
 - ⑥子育て関係並びに地域の個人・団体との連携とネットワーク構築、まちづくりへの参加
 - ⑦乳幼児の一時預かり事業
 - ⑧その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

【種 別】

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の趣旨に賛同して入会し、その事業と活動を担い運営に関わる個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、協力するために入会した個人及び団体。

【入 会】

第7条 会員として入会をしようとするものは、別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。

【入会金及び会費】

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

【会員の資格の喪失】

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消失したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

【退会】

第10条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

【除名】

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

【拋出金品の不返還】

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

【種別及び定数】

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以下
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

【選任等】

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

【職務】

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招

集を請求すること。

【任期等】

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現存者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

【欠員補充】

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

【解任】

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

【報酬等】

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て細則により定める。

【職員】

第20条 この法人に、必要に応じて職員を置くことができる。

2 職員に関して必要な事項は理事会の議決を経て細則で決定する。

第5章 総 会

【種別】

第21条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

【構成】

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

【機能】

第23条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算に関する事項

(5) 事業報告及び活動決算に関する事項

(6) 役員の選任等に関する事項

(7) 長期借入金に関する事項

(8) その他この法人の運営に関する重要事項

【開催】

第24条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した文書をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

【招集】

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び2号の規定によって請求があったときは、その日から30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の5日前までに会員に対して文書を発ししなければならない。

【議長】

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

【定足数】

第27条 総会においては、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

【議決】

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【書面表決等】

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前条及び次条第1項の適用については出席したものとみなす。

4 総会に議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

【議事録】

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数、出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者にあつては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印をしなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした事により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

【構成】

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

【権能】

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

【開催】

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

【招集】

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の5日前までに会員に対して文書を発しなければならない。

【議長】

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

【定足数】

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

【議決】

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【表決権等】

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

【議事録】

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事の中からその会議において選任された議事録署名人1名以上が、記名押印をしなければならない。

第7章 運営組織

【部会及び委員会等】

第40条 この法人は、事業の推進のため必要に応じて部会や委員会等の運営組織を置くことができる。

2 部会及び委員会等の組織運営に必要な事項は、理事会で定める。

【事務局】

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局員を置く。

3 理事は、事務局員と兼職できる。

4 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会にて定める。

第8章 資産、会計及び事業計画等

【資産の構成】

第42条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

【資産の管理等】

第43条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決によって代表理事が別に定める。

【会計の原則】

第44条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収益費用は、予算に基づいて行うこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 財産目録、貸借対照表、及び活動計算書は、会計簿に基づいて収益費用及び財産状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

【事業計画及び活動予算】

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

【暫定予算】

第46条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

【予備費の設定及び使用】

第 47 条 予算超過又は予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

【予算の追加及び更正】

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

【事業報告及び活動決算】

第 49 条 この法人の事業報告及び活動決算は、毎事業年度ごとに代表理事が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後、3か月以内に、総会の承認を経なければならない。

【事業年度】

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

【長期借入金】

第51条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の終了をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

【定款の変更】

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更に伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

【解 散】

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

【残余財産の処分】

第 54 条 この法人の解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条

第3項に掲げるもののうち、解散の総会で定めるものに譲渡する。

【合併】

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公 告

【公告の方法】

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報においてこれを行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雑 則

(細 則)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、次の通りとする。

代表理事 高村 美智子

理事 松本 和子

理事 大川 和子

理事 光藤 洋子

理事 氏原 恭子

理事 井上 直生

理事 村田 道子

監事 關 富子

監事 中尾 律子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から2003年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費の額は、第8条の規定にかかわらず次の通りとする。

(1) 正会員 年会費個人一口1000円(一口以上)、団体一口10000円(一口以上)

(2) 賛助会員 年会費一口1000円(一口以上)

附 則

7 この定款は、平成16年5月8日から施行する。

附 則

8 この定款は、平成16年10月28日から施行する。

附 則

9 この定款は、平成24年11月8日から施行する。

附則

10 この定款は、平成29年5月21日から施行する。